

富山県立大学大学院学則

平成27年4月1日制定

(目的)

第1条 富山県立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究することにより、深遠な学識と高度な研究能力とを兼ね備えた有為な人材を育成するとともに、学術文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己評価に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(研究科、専攻及び課程)

第3条 本大学院に博士課程を置く。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(研究科、専攻及び定員)

第4条 本大学院に工学研究科、情報工学研究科及び看護学研究科を置く。

2 前項に規定する研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
工学研究科	機械システム工学専攻	博士前期課程	24名	48名
	電気電子工学専攻		15名	30名
	環境・社会基盤工学専攻		15名	30名
	生物・医薬品工学専攻		30名	60名
	総合工学専攻	博士後期課程	6名	18名
情報工学研究科	データサイエンス専攻	博士前期課程	14名	28名
	情報システム工学専攻		24名	48名
	知能ロボット工学専攻		24名	48名
	情報工学専攻	博士後期課程	4名	12名
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	10名	20名
		博士後期課程	2名	6名

(工学研究科博士前期課程における各専攻の目的)

第5条 工学研究科博士前期課程における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 機械システム工学専攻

環境に配慮した安全で安心な社会の構築を目指した、先進的で高度な

機械工学とその周辺分野の専門知識を身に付け、創造力を発揮できる人材を養成すること。

(2) 電気電子工学専攻

現代社会を支える高度なハードウェアやシステムに関する教育研究を行い、幅広い知識及びそれらを総合する能力を有し、創造性に富み、社会の変化に柔軟に対応できる人材を養成すること。

(3) 環境・社会基盤工学専攻

水循環工学、資源循環工学、環境政策学、環境デザイン工学その他の幅広い環境関連分野の教育研究を行い、環境問題の解決及び循環型社会の構築のための高度技術並びにマネジメント能力を有する人材を養成すること。

(4) 生物・医薬品工学専攻

先端的なバイオテクノロジー及びその周辺分野の基礎知識を基盤とした教育研究を行い、食品、化学及び医薬品工業に関する専門的な知識及び技術を有する研究開発指向型の人材を養成すること。

(情報工学研究科博士前期課程における各専攻の目的)

第5条の2 情報工学研究科博士前期課程における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) データサイエンス専攻

多様化する社会に潜在する課題を他者との協働により発見し、データサイエンスの専門知識をもとに数理的分析や推論により解決できる、広範な視野と柔軟な思考力を兼ね備えた人材を養成すること。

(2) 情報システム工学専攻

技術革新を支える情報システムの分野に関する教育を行うことで、創造性と柔軟性を持ちながら幅広い知識を総合的に活用し、人々や人工知能と協力して社会の幸福の向上に貢献できる人材を養成すること。

(3) 知能ロボット工学専攻

ロボット工学の基礎である機械工学・電子工学・情報工学のいずれかの学問領域に軸足をおきつつ、これらの領域を統合することによる革新的なロボット学研究をリードするための教育・研究を行うとともに、異なる学問領域との交流を通じて得られる広範な視野を持ち、地域に貢献しグローバルに活躍できる多彩な人材を養成すること。

(看護学研究科博士前期課程の目的)

第5条の3 看護学研究科博士前期課程における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

看護学専攻

広い視野に立って、看護学の基盤を学修した個々人の専門性及び学識を深める教育研究を行い、看護学の発展、様々な形態での看護の実践及び地域社会に貢献できる高度で専門的な人材を育成すること。

(工学研究科博士後期課程における専攻の目的)

第6条 工学研究科博士後期課程における専攻の教育研究上の目的は、次のと

おりとする。

総合工学専攻

持続可能な社会に向けた新たな技術の創成や工学全般にわたる複合的な課題に対処するため、次に掲げる工学の各分野に関する教育研究を行い、各専門領域における高度な専門知識を身につけ、俯瞰的視野を持ち、斬新な創造力と思考力を発揮できる高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

ア 機械システム工学

イ 電気電子工学

ウ 環境・社会基盤工学

エ 生物・医薬品工学

(情報工学研究科博士後期課程における専攻の目的)

第6条の2 情報工学研究科博士後期課程における専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

情報工学専攻

急激に変化し多様化する地域や国際社会が直面する諸問題に対して課題設定ができ、その解決策の立案と遂行能力を有する人材を養成するとともに、データサイエンス、情報システム工学及び知能ロボット工学の学問分野の先端的な教育研究を行い、各専門領域の高い学識を身につけ、情報工学の発展及び社会の持続的発展に貢献できる人材を養成すること。

(看護学研究科博士後期課程の目的)

第6条の3 看護学研究科博士後期課程における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

看護学専攻

看護学の専門領域に関する教育・研究を自立して行い、多元的・多角的視点から、地域や社会の保健医療福祉のニーズに対応し、看護学を発展・牽引する高度な研究能力及び豊かな学識を備えた人材を養成すること。

(修業年限及び在学期間)

第7条 工学研究科博士前期課程及び情報工学研究科博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、在学期間は、3年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。

2 看護学研究科博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、在学期間は、4年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。

3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とし、在学期間は、5年を超えることができない。ただし、特別の場合については、学長が別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条の2 学長は、看護学研究科の学生が職業を有している等の事情により、前条第3項に規定する標準年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、看護学研究科委員会の議を経て許可することができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(教職員組織)

第8条 本大学院の教職員は、富山県立大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員をもって充てる。

2 工学研究科に工学研究科長を置く。

3 情報工学研究科に情報工学研究科長を置く。

4 看護学研究科に看護学研究科長を置く。

5 工学研究科長、情報工学研究科長及び看護学研究科長は、所掌する研究科に関する校務をつかさどる。

(研究科委員会)

第9条 本学の研究科に、富山県立大学大学院工学研究科委員会、情報工学研究科委員会及び看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」と総称する。）を置く。

2 研究科委員会は、当該研究科長及び当該研究科を担当する本学の専任の教授をもって組織するものとする。

3 前項に規定する者のほか、必要に応じ、学長及び副学長を各研究科委員会の組織に、当該研究科を担当する本学の専任の准教授及び講師を当該研究科委員会の組織にそれぞれ加えることができる。

4 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。

(2) 学位の授与に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 研究科委員会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(入学資格)

第10条 博士前期課程に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況に

ついて、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、学長が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (9) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、学長が所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (11) その他に、学長が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。)を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当す

るものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) その他に、学長が修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(他の大学の大学院等における研究指導)

第11条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、本大学院の学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(特別研究学生)

第12条 他の大学院の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき特別研究学生として学長が入学を許可することができる。

ただし、博士前期課程の学生について入学を許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 特別研究学生の授業料、入学料及び入学考査料の額は、理事長が別に定める。

3 その他特別研究学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(授業科目)

第13条 授業科目、単位数、各授業科目の授業時間数、履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。

2 本大学院において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業科目を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第13条の2 次の研究科又は専攻においては、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条の規定により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

看護学研究科看護学専攻

(試験)

第14条 試験は年2回とし、学期の終わりに行う。ただし、各授業科目の担当教員が必要と認めたときは、随時行うことができる。

2 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない者は、あらかじめ、その旨を学長に届け出なければならない。

3 前項に掲げる者には、追試験を行うことができる。

4 試験の成績は、次表のとおりとする。なお、同表中の左欄に掲げる不可は、不合格とする。

成績	基準	点数
----	----	----

優	到達目標を優秀な水準で達成できている	100点以下80点以上
良	到達目標を良好な水準で達成できている	80点未満70点以上
可	到達目標を最低限の水準で達成できている	70点未満60点以上
不可	到達目標を達成できていない	60点未満

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、別に学長が定める範囲内で修了の要件となる単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、第18条第1項の規定により留学する場合に準用する。

(入学前既修得単位の認定)

第16条 学長は、学生が本大学院に入学する前に本大学院の博士前期課程において履修した授業科目について修得した単位(第23条において準用する本学学則第62条第2項の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、博士前期課程に入学した後の博士前期課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位については、10単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(工学部学生による授業科目の受講)

第17条 本学学則第39条第1項の規定により本学工学部生が受講できる博士前期課程の授業科目は、工学研究科長が指定する。

2 前項の規定により指定した授業科目のうち本学工学部生が修得した単位は、博士前期課程に入学した後、4単位を超えない範囲で博士前期課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(留学)

第18条 外国の大学の大学院又はこれに相当する教育機関で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条に定める修業年限及び在学期間に含めることができる。

(工学研究科博士前期課程修了の要件)

第19条 工学研究科博士前期課程を修了するためには、2年以上在学して当該期間中に32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

(情報工学研究科博士前期課程修了の要件)

第19条の2 情報工学研究科博士前期課程を修了するためには、2年以上在学して当該期間中に30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

(看護学研究科博士前期課程修了の要件)

第19条の3 看護学研究科博士前期課程を修了するためには、2年以上在学して当該期間中に、研究コースにあつては30単位以上を、専門看護師コースにあつては46単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

(工学研究科博士後期課程修了の要件)

第20条 工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して当該期間中に14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、大学院に3年（工学研究科博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては2年、第19条第1項ただし書の規定により修了した者にあつては当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項第2号から第4号までに該当する者が、工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

(情報工学研究科博士後期課程修了の要件)

第20条の2 情報工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して当該期間中に16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者

と認めた場合には、大学院に3年（情報工学研究科博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては2年、第19条の2第1項ただし書の規定により修了した者にあつては当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項第2号から第4号までに該当する者が、情報工学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、学長が研究科委員会の意見を聴き、優れた研究業績を上げた者と認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

（看護学研究科博士後期課程修了の要件）

第20条の3 看護学研究科博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して当該期間中に16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は審査委員会の報告に基づいて学長が研究科委員会の意見を聴き決定する。

（学位の授与）

第21条 学長は、工学研究科博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（工学）の学位を授与する。

2 学長は、情報工学研究科博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（情報工学）又は修士（工学）の学位を授与する。

3 学長は、看護学研究科博士前期課程を修了した者には、学位記を交付し、修士（看護学）の学位を授与する。

4 学長は、工学研究科博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（工学）の学位を授与する。

5 学長は、情報工学研究科博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（情報工学）又は博士（工学）の学位を授与する。

6 学長は、看護学研究科博士後期課程を修了した者には、学位記を交付し、博士（看護学）の学位を授与する。

7 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（学位論文審査料）

第22条 学位論文審査料は、博士の学位申請書を提出するときに納付しなければならない。

（富山県立大学学則の準用）

第23条 本学学則第2章（第17条に限る。）、第3章、第4章（第22条及び第26条第2号を除く。）、第5章（第31条から第34条までに限る。）、第6章（第43条を除く。）、第8章、第10章、第11章及び第12章の規定は、本大学院に準用

する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄の字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第17条、第28条、第42条第1項、第61条第1項、第62条第1項、第63条、第64条第1項、第65条第1項、第66条第1項、第69条第1項及び第70条第1項	本学	本大学院
第26条	本学の工学部	本大学院の工学研究科
第26条第1号	大学	大学院
第27条	同一学部同一学科	同一研究科同一専攻
第27条及び第28条	当該学部教授会	当該研究科委員会
第28条	大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）	大学の大学院
第31条第1項	所属学部長	所属研究科長
第31条第3項	他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を、他の学科	他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所属研究科長を経て当該研究科長の許可を、他の専攻
	所属学部長の	所属研究科長の
第40条第3項	4年	富山県立大学大学院学則第7条第1項又は第2項に規定する標準修業年限
第40条第5項	第6条第2項に規定する在学年限及び第47条	富山県立大学大学院学則第7条に規定する在学期間並びに第19条第1項、第19条の2第1項、第19条の3第1項、第20条第1項及び第2項、第20条の2第1項及び第2項並びに第20条の3第1項

第41条及び第63条	他大学等	他の大学の大学院
第42条第1項	工学部又は情報工学部	工学研究科又は情報工学研究科
第42条第1項	転学科（当該学生が所属する学部以外への転学科も含む。ただし、工学部又は情報工学部の学科に限る。）	転専攻（当該学生が所属する研究科以外への転専攻も含む。ただし、工学研究科又は情報工学研究科の専攻に限る。）
第42条第2項	転学科	転専攻
第46条第1号	第6条第2項に定める在学年限	富山県立大学大学院学則第7条に定める在学期間
第52条第1項	授業料、入学料、入学検査料、特別聴講料、研修料及び県民開放授業受講料（以下「授業料等」という。）	授業料、入学料、入学検査料、特別聴講料、研修料、県民開放授業受講料及び学位論文審査料（以下「授業料等」という。）
第61条第2項	大学を卒業した者	大学院を修了した者
第62条第3項及び第65条第2項	高等学校若しくは中等教育学校	大学

（委任）

第24条 この学則（前条において準用する本学学則第8章の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の応用統計熱力学、熱設計学、材料界面工学及び植物生化学の規定については、この限りでない。
- 3 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、終了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、エネルギー変換工学特論、振動音響設計、センサロボット工学、ヒューマンロボットシステム、意思決定とデータ科学、システム制御論、酵素化学工学、応用生物プロセス学、微生物工学、応用生物情報学、製薬化学工学及びバイオ医薬品工学については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、耐震設計特論、粉粒体プロセス工学、軽金属構造材料学、複合材料工学特論、波動情報処理、工業計量学、応用統計学、情報数理学、コンテクスト理解、電子工学基礎、情報工学基礎、機能材料物性特論、パワーデバイス工学、システム開発工学、情報メディア通信工学、電波工学特論及び知能・生体情報工学については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、ナノマテリアル特論、光計測工学、パワーエレクトロニクス特論、システムモデリング、人間情報工学については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行の日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、表面工学特論、熱流体工学基礎、団体力学・設計生産工学基礎、材料設計加工学基礎、マイクロセンサ工学、マイクロロボティクスについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に置かれている工学研究科の各専攻に係る博士後期課程は、改正後の学則の規定にかかわらず、同日に当該課程に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の者が施行日以後に下記の旧科目を履修する場合、名称変更後の科目を履修するものとする。

旧科目名	新科目名
知能デザイン工学特別演習Ⅲ	知能ロボット工学特別演習Ⅲ
知能デザイン工学特別研究	知能ロボット工学特別研究
情報システム工学特別演習Ⅲ	電子・情報工学特別演習Ⅲ
情報システム工学特別研究	電子・情報工学特別研究
環境工学特別演習Ⅲ	環境・社会基盤工学特別演習Ⅲ
環境工学特別研究	環境・社会基盤工学特別研究
生物工学特別演習Ⅲ	生物・医薬品工学特別演習Ⅲ
生物工学特別研究	生物・医薬品工学特別研究

- 4 施行日の前から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、光センシング法、知能ロボット工学特別演習Ⅰ、知能ロボット工学特別演習Ⅱ、知能ロボット工学特別研究、ビッグデータ数理科学、IoT・コンテキスト理解、センサシステム特論、集積回路特論、パワーデバイス工学、薄膜電子デバイス工学、強誘電体工学、システム制御論、量子マテリアル工学、電子・情報工学特別演習Ⅰ、電子・情報工学特別演習Ⅱ、電子・情報工学特別研究、応用河海工学、環境・社会基盤工学特別演習Ⅰ、環境・社会基盤工学特別演習Ⅱ、環境・社会基盤工学特別研究、製薬化学工学1、製薬化学工学2、バイオ医薬品工学1、バイオ医薬品工学2、生物・医薬品工学特別演習Ⅰ、生物・医薬品工学特別演習Ⅱ、生物・医薬品工学特別研究及び前項の表に掲げる科目については、

この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の前日から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、製品開発・設計特論については、この限りでない。

附 則 (令和4年9月27日理事会議決)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日理事会議決)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の前日から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月26日理事会議決)

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の前日から引き続いて在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了の要件及び単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表の、ジョブ型研究インターンシップについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月30日理事会議決)

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 工学研究科の知能ロボット工学専攻、電子・情報工学専攻及び総合工学専攻(知能ロボット工学分野及び電子・情報工学分野に限る。)は、この規程による改正後の学則第4条の規定にかかわらず、この規程の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 施行日の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものに係る専攻、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、修了要件及

び単位の修得等により得られる資格は、この規程による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日理事会議決）

（施行期日）

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日に在学していた者で施行日以後も引き続いて在学するものに係る専攻、授業科目、履修方法、修了要件、試験の成績評価、修了要件及び単位の修得等により得られる資格は、この規程による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。